

FNO.6.2.0

令和元年9月6日

介護予防・日常生活支援総合事業
関係事業者 各位

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

令和元年10月以降の介護予防・日常生活支援総合事業の単価の
改正について(通知)

日ごろから、介護保険サービスの適切な提供にご尽力いただきありがとうございます。

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービスの単価は、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号)において国が定める額を上限として、市町村が定めることとされています。

本市では、訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスについて、従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の単価と同様に月額包括報酬としていましたが、利用者間の負担の公平性を図るため、別紙の通り、令和元年10月以降、利用者の利用実態に合わせた1回当たりの単価を基本とした単価設定に変更することといたします。

また、今般、介護給付において、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、国は総合事業の単価について、地域支援事業実施要綱の改正を行ったことから、本市の総合事業においても、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための単価の改正を行います。

介護予防・日常生活支援総合事業関係事業者におかれましては、令和元年10月以降の居宅サービス計画や個別サービス計画の作成、介護報酬の給付管理等の事務において、改正内容を踏まえてご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

令和元年10月以降のサービスコード表および単位数表マスタについては、変更次第、本市ホームページに掲載いたします。

市民向けリーフレット「要支援者等の介護サービスの支払い方法が変わります」を同封いたします。各事業者におかれましては、事務所への掲示や、利用者への制度の説明などにご活用くださるようお願いいたします。また、本市ホームページにもリーフレットを掲載しておりますので、あわせてご活用ください。

<掲載場所>

「相模原市公式ホームページ」アドレス

(<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>)

トップページ

「暮らし・手続き」

「介護」

「要支援者の介護サービスの支払い方法が変わります」

以 上

高齢政策課 指定・指導班

電 話 042-707-7046

F A X 042-752-5616

1 訪問介護相当サービス（共生型訪問介護相当サービスも同様です）

（1）基本報酬の単価

<令和元年9月までのサービス利用分まで>

対象者		単価(単位)
事業対象者 要支援1 要支援2	週1回程度	1,168単位/月
	週2回程度	2,335単位/月
事業対象者 (要支援2相当) 要支援2	週2回超	3,704単位/月



<令和元年10月1日からのサービス利用>

対象者		単価(単位)
事業対象者 要支援1 要支援2	週1回程度	267単位/回
		月の利用が4回以上の場合 1,172単位/月
	週2回程度	271単位/回
		月の利用が8回以上の場合 2,342単位/月
事業対象者 (要支援2相当) 要支援2	週2回超	286単位/回
		月の利用が12回以上の場合 3,715単位/月

（2）介護職員等特定処遇改善加算の創設

<令和元年10月1日からのサービス利用>

介護職員等特定処遇改善加算（ ）

…介護報酬総単位数の6.3%に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算（ ）

…介護報酬総単位数の4.2%に相当する単位数

介護給付と同様に加算の届出が必要です。詳細は令和元年6月20日付通知「令和元年度介護職員等特定処遇改善加算届出書の提出について」又は相模原市ホームページをご覧ください。

2 1回あたりの単価の考え方に関するQ & A（訪問介護相当サービス）

問1 具体的な請求方法はどうなりますか。

（答）原則として、サービス提供実績に基づき、1回あたりの単価により請求します。

ただし、各支給区分に応じて上限回数を設定してありますので、上限回数を超えた場合は、月当たりの単価により請求します。

（例1）週に1回程度の利用者に対し、1月に3回サービスを提供した。

267単位×3回

（例2）週に1回程度の利用者に対し、1月に4回サービスを提供した。

1,172単位

（例3）週に2回程度の利用者に対し、1月に7回サービスを提供した。

271単位×7回

（例4）週に2回程度の利用者に対し、1月に9回サービスを提供した。

2,342単位

問2 週2回程度の算定をしていたものの、月途中で状況が変化して週1回程度のサービス提供となった場合の取扱いはどうにすればいいですか。

（答）状態像の変化に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、このような場合は、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による計画を定めることを検討する必要があります。

（例5）週に2回程度の利用者で、1月に8回サービスを提供予定であったが、体調不良により1月に3回のサービス提供となった。

「週に2回程度の利用者」として271単位×3回

問3 1回あたりの提供時間の上限はありますか。

（答）具体的なサービス提供時間の目安はありません。計画に位置づけたサービス内容に適した提供時間で、サービスを提供してください。

問4 利用者の都合による急なキャンセルがあった場合、請求は可能ですか。

（答）訪問介護サービスの提供はしていないので請求はできません。利用者都合による急なキャンセルの場合は、契約時において事業所と利用者の間で取り決められたキャンセル料などの規定にもとづいて請求することは可能です。

3 基準緩和訪問型サービス

(1) 基本報酬の単価

<令和元年9月までのサービス利用分まで>

対象者	利用限度回数	単価(単位)
要支援1、事業対象者	週1回	232単位/回
要支援2、事業対象者(要支援2相当)	週2回	232単位/回



<令和元年10月1日からのサービス利用>

対象者	利用限度回数	単価(単位)
要支援1、事業対象者	週1回	233単位/回
要支援2、事業対象者(要支援2相当)	週2回	233単位/回

消費税率の引き上げの影響及び、平成30年度介護報酬改定の影響を踏まえた単価となります。

4 通所介護相当サービス（共生型通所介護相当サービスも同様です）

（１）基本報酬の単価

<令和元年9月までのサービス利用分まで>

対象者		月当たりの単価(単位)
事業対象者 要支援1 要支援2	週1回程度	1,647単位/月
事業対象者 (要支援2相当) 要支援2	週2回程度	3,377単位/月



<令和元年10月1日以降のサービス利用>

対象者	サービス提供時間	単価(単位)
事業対象者 要支援1 要支援2	5時間以上	380単位/回
		月の利用が4回以上の場合 1,655単位/月
	5時間未満	372単位/回 (令和元年10月~令和2年9月) 令和2年10月、令和3年10月に、 同規模の単位の引き下げを予定。
		月の利用が4回以上の場合 1,640単位/月 (令和元年10月~令和2年9月) 令和2年10月、令和3年10月に、 同規模の単位の引き下げを予定。
事業対象者 (要支援2相当) 要支援2	5時間以上	391単位/回
		月の利用が8回以上の場合 3,393単位/月
	5時間未満	383単位/回 (令和元年10月~令和2年9月) 令和2年10月、令和3年10月に、 同規模の単位の引き下げを予定。
		月の利用が8回以上の場合 3,361単位/月 (令和元年10月~令和2年9月) 令和2年10月、令和3年10月に、 同規模の単位の引き下げを予定。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算の創設

介護職員等特定処遇改善加算 ()

…介護報酬総単位数の1.2%に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算 ()

…介護報酬総単位数の1.0%に相当する単位数

介護給付と同様に加算の届出が必要です。詳細は令和元年6月20日付通知「令和元年度介護職員等特定処遇改善加算届出書の提出について」又は相模原市ホームページをご覧ください。

5 1回当たりの単価の考え方に関するQ & A (通所介護相当サービス)

問1 具体的な請求方法はどうなりますか。

(答) 原則として、サービス提供実績に基づき、1回あたりの単価により請求します。

ただし、各支給区分に応じて上限回数を設定してありますので、上限回数を超えた場合は、月当たりの単価により請求します。

(例1) 週に1回程度の利用者に対し、1月に3回、5時間以上のサービスを提供した。 380単位×3回

(例2) 週に1回程度の利用者に対し、1月に4回、5時間以上のサービスを提供した。 1,655単位

(例3) 週に2回程度の利用者に対し、1月に7回、5時間以上のサービスを提供した。 391単位×7回

(例4) 週に2回程度の利用者に対し、1月に9回、5時間以上のサービスを提供した。 3,393単位

問2 週2回程度の算定をしていたものの、月途中で状況が変化して週1回程度のサービス提供となった場合の取扱いはどうにすればいいですか。

(答) 状態像の変化に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、このような場合は、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による計画を定めることを検討する必要があります。

(例5) 週に2回程度の利用者で、1月に8回サービスを提供予定であったが、体調不良により1月に3回、5時間以上のサービス提供となった。

「週に2回程度の利用者」として391単位×3回

問3 1回あたりの提供時間の上限はありますか。

(答) 具体的なサービス提供時間の目安はありませんが、各事業所におけるサービス提供時間に差があることから、サービス提供時間が5時間以上か5時間未満かで、単価に差額を設定しました。各事業所において届け出ているサービス提供時間に応じた単価で請求してください。

問4 サービス提供時間が7時間の事業所ですが、利用者の体調不良により、利用時間が4時間となった場合、5時間未満の単価で請求をするのでしょうか。

(答) 計画に位置付けた時間の単価で算定しても差し支えありませんが、利用者の負担を考慮して、事業所の判断で、5時間未満の単価で請求することも可能です。

問5 サービス提供時間が5時間未満の事業所は、単価が毎年変わるのですか。

(答) 今回の見直しにより、サービス提供時間が5時間未満の事業所は、単価が減額となることから、事業所の影響を考慮し、段階的な引き下げを行うこととしました。令和3年10月以降は、一定の単価となる予定です。

問6 利用者の都合による急なキャンセルがあった場合、請求は可能ですか。

(答) 通所介護サービスの提供はしていないので請求はできません。利用者都合による急なキャンセルの場合は、契約時において事業所と利用者の間で取り決められたキャンセル料などの規定にもとづいて請求することは可能です。

6 基準緩和通所型サービス

(1) 基本報酬の単価

<令和元年9月までのサービス利用分まで>

対象者	利用限度回数	単価(単位)
要支援1、事業対象者	週1回	323単位/回
要支援2、事業対象者(要支援2相当)	週2回	323単位/回



<令和元年10月1日からのサービス利用>

対象者	利用限度回数	単価(単位)
要支援1、事業対象者	週1回	326単位/回
要支援2、事業対象者(要支援2相当)	週2回	326単位/回

消費税率の引き上げの影響及び、平成30年度介護報酬改定の影響を踏まえた単価となります。